

## 維持管理・運営委託契約 『変更案』

第53条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第3項を以下のように訂正します。

## 変更前

3 香取市及び「発注者」において「本契約事業」を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

- 一 香取市は、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 二 香取市は、前号の場合において、本契約解除時点における履行済み「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の未払額について、その100分の100に相当する金額を、契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に、支払うものとする。
- 三 香取市は、前号の支払金銭については、香取市が定めた期日（ただし、平成【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日を超えないものとする。）まで一括して、香取市の選択に基づき以下のいずれかの方法により、「事業者」の指定する口座に支払うものとする。
- 四 香取市が定めた期日（但し、事業期間終了日の翌月を超えないものとする。）まで一括して支払う。
- 五 最長、当初定められた「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

## 変更後

3 香取市及び「発注者」において「本契約事業」を継続することが出来ないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

- 一 香取市は、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 二 香取市は、前号の場合において、本契約解除時点における履行済み「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の未払額について、契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に、「事業者」の指定する口座に支払うものとする。

第54条（香取市及び発注者の帰責事由による契約解除の効力）

第1項を以下のように訂正します。

## 変更前

1 「事業者」が、「本施設」の「引渡日」以降において、第47条の規定により本契約を解除できる場合、又は香取市が第46条第2項の規定により本契約を解除できる場合は、以下の各号の定めるところによるものとする。

- 一 「事業者」は、香取市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 二 香取市は、前号の場合において、本契約解除時点における履行済み「香取市分維持管

理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の未払額について、契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に、支払うものとする。その100分の100に相当する金額を支払う。

三 香取市は、前号の支払金銭については、香取市が定めた期日（ただし、平成【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日を超えないものとする。）まで一括して、香取市の選択に基づき以下のいずれかの方法により、「事業者」の指定する口座に支払うものとする。

四 香取市が定めた期日（但し、事業期間終了日の翌月を超えないものとする。）まで一括して支払う。

五 最長、当初定められた「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

#### 変更後

1 「事業者」が、「本施設」の「引渡日」以降において、第47条の規定により本契約を解除できる場合、又は香取市が第46条第2項の規定により本契約を解除できる場合は、以下の各号の定めるところによるものとする。

一 「事業者」は、香取市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

二 香取市は、前号の場合において、本契約解除時点における履行済み「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の未払額について、契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に、「事業者」の指定する口座に支払うものとする。

第55条（法令の変更又は不可抗力による契約解除の効力）

第3項を以下のように訂正します。

#### 変更前

3 香取市及び「発注者」において「本契約事業」を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

一 香取市は、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

二 香取市は、前号の場合において、本契約解除時点における履行済み「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の未払い額について、契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に、支払うものとする。その100分の100に相当する金額を支払う。

三 香取市は、前号の支払金銭については、香取市が定めた期日（ただし、平成【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日を超えないものとする。）まで一括して、香取市の選択に基づき以下のいずれかの方法により、「事業者」の指定する口座に支払うものとする。香取市の選択に基づき以下のいずれかの方法により、「事業者」の指定する口座に支払うものとする。

四 香取市が定めた期日（但し、事業期間終了日の翌月を超えないものとする。）まで

一括して支払う。

五 最長、当初定められた「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

**変更後**

3 香取市及び「発注者」において「本契約事業」を継続することが出来ないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

一 香取市は、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

二 香取市は、前号の場合において、本契約解除時点における履行済み「香取市分維持管理・運営費」及び「香取市分その他の費用」の未払額について、契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に、「事業者」の指定する口座に支払うものとする。